（別紙１）

(※本ページを含めて、フォントサイズ10pt以上を使用し、A4用紙片面15枚以内に収めてください。)

(※赤字にて記載箇所は、該当のない場合や不要な場合には削除して提出してください。)

日本産酒類海外展開支援事業費補助金

（ブランド化・酒蔵ツーリズム補助金）

補助事業計画書

１．申請者概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名称：  （ﾌﾘｶﾞﾅ：　　　　　　　　　　　　） | | 代表者役職氏名： | |
| 住所： | | | |
| 国内における主たる事業実施場所： | | | |
| 電話番号： | | 業種： | |
| 担当者名： | | e-mail： | |
| 資本金（出資金） | 千円 | 従業員数 | 人 |

※　申請者が組合等の場合は、従業員数の欄に当該組合等の構成員数（内訳については任意様式で別添してください。）を記載してください。

２．事業内容等

|  |
| --- |
| （１）実施事業 ①事業名  （※事業内容を的確に表現した簡潔な名称を３０字程度で記載してください。）  ②事業区分  　ⅰ　日本産酒類のブランド化  　ⅱ　酒蔵ツーリズムの推進  （※該当する区分１つを選択してください。）  ③事業概要（背景、課題、目的） |
| （２）事業内容  (※審査時の判断材料として用います。審査にあたっては、各評価項目について、定量的な記載がされているかという点も重要なポイントとなります。公募要領のＰ２２表２評価基準をご参照ください。)  ①ターゲット（国・地域、人的属性（性、年齢等）、嗜好等）  ②現状分析と課題  ③これまでの取組内容（いつ、どこで、誰が、どのように）  ④事業計画  　・当事業の目標  　・事業計画  　・売上目標（売上高、新商品開発数、販促活動数等）  ⑤事業の中長期的な目標と、次年度以降の事業計画 |
| 〔⑥～⑩については酒蔵ツーリズム事業のみ記載〕  ⑥酒蔵ツーリズムの対象地域（県、市町村）  ⑦酒蔵以外で活用を検討している地域資源と活用方法  　※地域資源とは、観光地点、ガイド、施設、食など地域固有のものを指します。  ⑧その他有効な地域資源（本事業では活用を検討していない地域資源等）  ⑨現状の外国語対応について  イ）外国語を話せるスタッフの存否：　　（　　）人　・　いない  　　　　　　　　　　　　　　言語：  ロ）外国語のホームページや印刷物の有無：　　有　・　無  　　　　　　　　　　　　　　　　　言語：  ハ）その他特記事項：  ニ）今後予定している外国人対応案（予定している内容を記載すること）  ⑩　（酒類製造者のみ）輸出酒類販売場の有無（複数者いる場合、すべて記載すること）  イ）団体名：  ロ）輸出酒類販売場の有無：　有　・　無  ハ）（上記ロ）が無の場合）今後の計画： |
| （３）事業実施スケジュール   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 実施項目 | 補助事業期間 | | | | | | | | | | |  | ●月 | ●月 | ●月 | ●月 | ●月 | ●月 | ●月 | ●月 | ●月 | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   ※　必要に応じて記入欄を増やして差し支えありません。 |
| （４）事業実施体制 |
| （５）他の補助金等への申請状況　あり　・　なし  （※過去５年間の交付実績に加え、現在申請中のもの及び今後申請予定のものも記載してください。また、参画事業者の申請状況も記載してください。） |
| （６）非課税事業者等の区別　　課税　・　非課税（　）  　※非課税の場合、以下を確認し、該当する番号を記載してください。課税事業者、非課税事業者等によって別紙４に記入する経費の額が異なるため、必要な確認になります。  ①消費税法上、納税義務者とならない事業者  　　②消費税法上、免税事業者である事業者  　　③消費税法上、簡易課税事業者である事業者  　　④国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第三に掲げる法人の事業者  　　⑤国又は地方公共団体の一般会計である事業者  　　⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者 |
| （７）パートナーシップ構築宣言  　 あり　・　なし  　・パートナーシップ構築宣言を宣言している場合、パートナーシップ構築宣言の写しを提出すること。 |

※　必要に応じて記入欄を増やして差し支えありません。